

男性労働者の育児休暇取得率等の公表について

育児・介護休業法により、従業員数が 300 人超（企業全体の常任換算）の企業事業主は、「①男性労働者の育児休業等の取得の割合」もしくは、「②育児休業等と育児目的休暇の取得の割合」を年 1 回公表することが義務付けられました。 育児・介護休業法に基づいた、男性労働者の育児休業の取得状況は下記の通りとなります。

◎令和 6 年度における育児休業等の取得割合（取得率 100%）

育児休業等をした男性労働者の数： 4 人

配偶者が出産した男性労働者の数： 4 人

厚生労働省ウェブサイト「両立支援のひろば」へも公表しております。

下記のサイトよりご確認ください。

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/index.html>

